

【令和7年度4月改定版】 芦屋市結婚新生活支援補助金に関するQ & A

【目次】

1 所得

Q1-1	所得とは何を指しますか？	P1
Q1-2	いつの所得で判定するのですか？	P1
Q1-3	婚姻を機に離職した場合、または1年を超える育児休暇中の場合の所得はどうなりますか？	P1
Q1-4	貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか？	P1
Q1-5	令和6年中の所得を確認する書類は、源泉徴収票でも構いませんか？	P1
Q1-6	夫婦の合計所得金額が「500万円未満」とありますが、年収の目安はどれくらいですか？	P1
Q1-7	転職した場合の所得はどのように計算しますか？	P1

2 対象経費

Q2-1	いつ支払った費用が補助の対象になりますか？	P1
Q2-2	補助の対象となる住居費用は何ですか？	P1

3 対象住宅

Q3-1	補助の対象となる住居は、なんですか？	P2
Q3-2	耐震基準を満たすかどうかは、どう確認すれば良いですか？	P2
Q3-3	空き家の期間が6ヶ月以上であることを、どう確認すれば良いですか？	P2
Q3-4	建物の建築年数や住戸専用面積は、どの確認すれば良いですか？	P2
Q3-5	管理計画認定マンションとは、なんですか？	P2
Q3-6	管理計画認定マンションは、市内のどこにありますか？	P2
Q3-7	市内のUR賃貸住宅は、対象となりますか？	P2

<住宅取得>

Q3-8	住宅を取得した場合、対象となる費用は何ですか？	P3
Q3-9	婚姻前に住宅を購入した場合も、補助の対象になりますか？	P3
Q3-10	建物と土地を一体で購入したため、代金を区分できない場合、どうなりますか？	P3
Q3-11	住居の契約名義人が夫婦の親であり、夫婦がその親に住宅取得費用相当分を支払っている場合や、夫婦いずれかの名義の口座から住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象になりますか？	P3
Q3-12	取得した住宅を現在、リフォーム中で、住宅の住所に住民票を置けない場合、申請することはできますか。	P3

<住宅賃貸>

Q3-13	住宅を賃貸した場合、対象となる費用は何ですか？	P3
Q3-14	勤務先から住宅手当が支給されている場合、補助の対象になりますか？	P3
Q3-15	婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は補助の対象になりますか？	P3
Q3-16	夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となる経費は何ですか？	P4
Q3-17	勤務先が家主と賃貸借契約を締結している物件に入居し、勤務先に家賃相当額を支払っている場合、補助の対象になりますか？	P4
Q3-18	他の公的な家賃補助を受けている場合、補助の対象になりますか？	P4
Q3-19	住居の契約名義人が夫婦の親であるが、夫婦がその親に住宅賃借費用相当分を支払っている場合や、夫婦いずれかの名義の口座から住宅賃借費用が引き落とされている場合は、補助の対象になりますか？	P4
Q3-20	家賃の支払いは口座引き落としで行っています。通帳の写しを領収書の代わりに提出してもいいですか。	P4
Q3-21	月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうしたらいいですか？	P4
Q3-22	賃貸借契約書に敷金に係る記載はないが、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、領収書の提出だけでいいですか？	P4
Q3-23	住宅の契約日が対象期間（令和7年4月1日～令和8年2月27日）よりも前ですが、申請できますか？	P4

<転居費用>

Q3-24	引越しするため借りたレンタカー代や燃料代は、補助の対象になりますか？	P5
Q3-25	引越しの際のエアコン移設・設置費用は、補助の対象となりますか？	P5
Q3-26	旧居や新居を清掃したり、不要になった家具などを処分したりする費用は、補助の対象となりますか？	P5
Q3-27	新たに購入した家具や家電などを新居へ直接配達してもらう費用は対象となりますか？	P5
Q3-28	夫婦名義以外の住居へ引越しする場合（実家へ転居等）、引越費用は補助の対象となりますか？	P5
Q3-29	夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となりますか？	P5

4 その他

Q4-1	年齢は数え年で計算するのですか、満年齢で計算するのですか？	P5
Q4-2	補助の上限額になるまで何度も申請できますか？	P5
Q4-3	前年度に本補助金を受給した夫婦が補助金の上限額に達していなかった場合、その差額を追加申請できますか？	P5
Q4-4	芦屋市以外で婚姻し、その後に芦屋市へ転入してきた場合、補助の対象になりますか？	P5
Q4-5	再婚しても対象となりますか？	P5
Q4-6	離婚した場合、補助金を返還しなければならないですか？	P5
Q4-7	親族が同居する場合にも補助の対象になりますか？	P5
Q4-8	夫婦が国外方式の婚姻をしている場合は、対象になりますか？	P6
Q4-9	事業の実施期間は、いつからいつまでですか？	P6
Q4-10	申請書類は、どこで入手できますか？	P6
Q4-11	夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか？	P6
Q4-12	この補助金には、所得税がかかりますか？	P6
Q4-13	申請は先着順で、予算額に達した時点で申請受付を終了すると聞きましたが、事前に相談すれば、確実に補助金を受け取ることができますか？	P6
Q4-14	住宅のリフォームは対象になりますか。	P6
Q4-15	結婚届受理証明書は、どこでもらえますか？	P6
Q4-16	所得証明書・納税証明書は、どこでもらえますか？きた場合、対象になりますか。	P6
Q4-17	市外で結婚して芦屋市に転入してきた場合、対象になりますか。	P6
Q4-18	過去に別の自治体で同種の補助を受けたことがありますか、対象になりますか。	P6

【Q1 所得】

1 所得とは、何を指しますか？

- (1) サラリーマンの方は、1年間の給与等の収入金額（源泉徴収票の「支払金額」に記載の額）から給与所得控除額を差し引いた金額です。
自営業の方は、1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額です。
※複数の所得がある場合（例：給与収入 + 一時所得など）は、これらを合算した金額となります。

2 いつの所得で、所得の判定するのですか？

- (2) 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの、夫婦それぞれの所得の合計額で判定します。

3 婚姻を機に離職した場合、または1年を超える育児休暇中の場合の所得はどうなりますか？

- (3) 補助金の交付申請時点において無職の場合や2年を超える育児休業者中であっても、その方と配偶者の所得の合算で判定します。

4 貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか？

- (4) 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に返済した金額は控除できます。
※奨学金返還証明書（提出が困難な場合は、領収書や通帳）の写しの添付が必要です。

5 令和6年中の所得を確認する書類は、源泉徴収票でも構いませんか？

- (5) 所得証明書が必要です。
※源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与や手当以外に収入があった場合、それを把握することができないため、必ず令和7年1月2日時点に住民登録があった市区町村が発行する所得証明書が必要です。

6 夫婦の合計所得金額が「500万円未満」とありますが、年収の目安はどれくらいですか？

- (6) 給与所得者の場合、年収に換算すると670万円が目安となります。ただし、夫婦それぞれの収入額によって計算方法が変わりますので、必ず所得証明書でご確認ください。

7 転職した場合の所得はどのように計算しますか？

- (7) 直近（令和7年度）の所得証明書と転職後の所得が異なる場合であっても、直近の所得証明書により所得を算出します。

【Q2 対象経費】

1 いつ支払った費用が、補助の対象になりますか？

- (1) 令和7年4月1日から令和8年2月27日の間に支払った費用が対象となります。

2 補助の対象となる住居費用は、何ですか？

- (2) ①住宅取得費用及び引越費用（最大100万円）
②住宅賃借費用及び引越費用（最大60万円）※夫婦ともに29歳以下の新婚世帯の場合
③住宅賃借費用及び引越費用（最大30万円）※②の世帯以外の場合

【Q3 対象住宅】

1 補助対象となる住居の条件は、何ですか？

(1)	①芦屋市内にあること、②耐震基準を満たすこと、③空き家の期間が6か月以上であること、④築20年以上であること、⑤住戸専用面積が55m ² 以上であること、⑥市営住宅等の公的賃貸住宅や社宅等の給与住宅及び借上公共賃貸住宅でないこと、のすべての条件を満たす必要があります。 ※管理計画認定マンションについては、②及び③の条件は不要です。 ※詳細については、市のホームページをご確認ください。
-----	--

2 耐震基準を満たすかどうかは、どう確認すれば良いですか？

(2)	建築確認日（建築確認申請が受理された日）が、1981年6月1日以降の場合は、基本的に耐震基準を満たしていると判断していますので、建築計画概要書や登記簿等で確認してください。なお、建築確認日が、それ以前の住宅につきましては、当該住宅の耐震性能確認書を提出していただく場合があります。
-----	--

3 空き家の期間が6か月以上あるかどうかは、どう確認すれば良いですか？

(3)	不動産業者等にお尋ねください。なお、本市でも水道の利用記録等での確認を行います。
-----	--

4 建物の築年数や住戸専用面積は、どう確認すれば良いですか？

(4)	売買契約書・賃貸借契約書・建物の登記簿謄本等で、適宜ご確認ください。
-----	------------------------------------

5 管理計画認定マンションとは、何ですか？

(5)	マンション管理計画認定制度による認定を受けた分譲マンションのことです。マンション管理計画認定制度とは、マンションの管理組合が作成した管理計画を地方公共団体に申請し、一定の基準を満たしている場合は管理水準が良好なマンションとして認定を受けられる制度のことです。
-----	---

6 管理計画認定マンションは、市内のどこにありますか？

(6)	以下のURLより、ご確認お願いいたします。 管理計画認定マンション一覧 (https://publicview.mankannet.or.jp/) 右上検索欄より、「芦屋市」と検索の上、ご確認ください。
-----	---

7 市内のUR賃貸住宅は、対象物件となりますか？

(7)	対象となります。
-----	----------

【Q3 対象住宅<住宅取得>】

8 住宅を取得した場合、対象となる費用は、何ですか？

(8)	住宅取得費用は、建物の購入費と引越し費用が対象です。なお、ローンの支払費用は、補助対象外です。 ※土地購入代、分譲マンションの管理費、住宅ローン手数料、住宅ローン利息については対象となりませんので、不動産の売買契約書等で、 土地ではなく、必ず建物のみの取得価格が分かる書類 を提出してください。
-----	---

9 婚姻前に住宅を購入した場合も、補助の対象になりますか？

(9)	結婚を機に住宅を取得した場合に生じる建物の購入費であれば、対象です。ただし、令和7年4月1日以降に売買契約を締結している必要があります。 また、その費用の支払いが令和7年4月1日から令和8年2月27日までに行われている必要があります。
-----	--

10 建物と土地を一体で購入したため、代金を区分できない場合、どうなりますか？

(10)	不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、通常、建物に係る代金と土地に係る代金の区分は可能です。 必ず建物のみの取得価格が分かる書類が必要です。
------	---

11 住居の契約名義人が夫婦の親であり、夫婦がその親に住宅取得費用相当分を支払っている場合や、夫婦いずれかの名義の口座から住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象になりますか？

(11)	対象なりません。
------	----------

12 取得した住宅を現在、リフォーム中で、住宅の住所に住民票を置けない場合、申請することはできますか？

(12)	できません。支払い対象期間内（令和7年4月1日～令和8年2月27日）に、住宅を取得し、住民票を当該住所に置くことができれば申請可能です。
------	--

【Q3 対象住宅<住宅賃貸>】

13 住宅を賃貸した場合、対象となる費用は、何ですか？

(13)	婚姻に伴う住宅賃借費用は、当該住宅の賃料（3ヶ月分に限る。）、敷金、礼金、共益費（3ヶ月分に限る。）、仲介に係る手数料及びその引越費用が対象です。ただし、勤務先等から手当が支給されている場合には、当該手当に相当する額を除きます。
------	--

14 勤務先から住宅手当が支給されている場合、補助の対象になりますか？

(14)	住宅手当分を控除した金額が対象となります。 例：55,000円（1ヶ月の家賃・共益費）－15,000円（1ヶ月の住宅手当）＝ 40,000円（1ヶ月の補助対象額）
------	---

15 婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は、補助の対象になりますか？

(15)	対象となります。ただし、令和7年4月1日以降に賃貸借契約を締結している必要があります。また、その費用の支払いが令和7年4月1日から令和8年2月27日までに行われている必要があります。
------	---

16 夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となりますか？

(16)	対象となります。ただし、令和7年4月1日以降に賃貸借契約を締結している必要があります。また、その費用の支払いが令和7年4月1日から令和8年2月27日までに行われている必要があります。
------	---

17 勤務先が家主と賃貸借契約を締結している物件に入居し、勤務先に家賃相当額を支払っている場合、補助対象になりますか？

(17)	対象となります。 ※ただし、勤務先と家主との賃貸契約書の写しと、給与明細など勤務先への支払いが確認できる書類が必要です。賃貸契約書の写しがない場合は、勤務先が作成した契約内容(入居者名、物件名と所在地、入居日、家賃・共益費・敷金・礼金・仲介手数料)を確認できるものを添付してください。
------	---

18 他の公的な家賃補助を受けている場合、補助の対象になりますか？

(18)	対象なりません。
------	----------

19 住居の契約名義人が夫婦の親であるが、夫婦がその親に住宅賃借費用相当分を支払っている場合や、夫婦いずれかの名義の口座から住宅賃借費用が引き落とされている場合は、補助の対象になりますか？

(19)	対象なりません。
------	----------

20 家賃の支払いは口座引き落としで行っています。通帳の写しを領収書の代わりに提出してもいいですか？

(20)	通帳の写しで構いません。また、クレジットカードで支払いの場合は、クレジットカードの利用明細等を提出してください。支払者の氏名、金額、支払先の名称がわかる部分をお持ちください。
------	---

21 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうしたらいいですか？

(21)	家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。
------	---

22 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないが、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、領収書の提出だけでいいですか？

(22)	領収書の提出だけで構いません。ただし、領収書に記載されている費目が敷金となっていること、賃貸借契約書に記載されている住宅に対して支払われていることを書面により確認できる必要があります。
------	--

23 住宅の契約日が対象期間（令和7年4月1日～令和8年2月27日）よりも前ですが、申請できますか？

(23)	できません。対象期間内に賃貸借契約を締結している必要があります。
------	----------------------------------

【Q3 対象住宅<転居費用>】

24 引越しするために借りたレンタカー代や燃料代は、補助の対象になりますか？

- (24) 引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象であるため、レンタカー代や燃料代は対象外となります。

25 引越しの際のエアコン移設・設置費用は、補助の対象となりますか？

- (25) 対象になりません。

26 旧居や新居を清掃したり、不要になった家具などを処分したりする費用は、補助の対象となりますか？

- (26) 対象なりません。

27 新たに購入した家具や家電などを新居へ直接配送してもらう費用は対象となりますか？

- (27) 対象なりません。

28 夫婦名義以外の住居へ引越しする場合（実家へ転居等）、引越費用は補助の対象となりますか？

- (28) 対象なりません。

29 夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となりますか？

- (29) 対象なりません。

【Q4 その他】

1 年齢は数え年で計算するのですか、満年齢で計算するのですか？

- (1) 満年齢で計算します。※誕生日の前日に年齢が加算されますので、ご注意ください。

2 補助の上限額になるまで、何度でも申請できますか？

- (2) 補助上限金額に達していないくとも、申請は1回限りです。

3 前年度に本補助金を受領した夫婦が補助金の上限に達していなかった場合、その差額を追加申請できますか？

- (3) 追加申請できません。

4 芦屋市以外で婚姻し、その後に芦屋市へ転入してきた場合、補助の対象になりますか？

- (4) 婚姻を機に、芦屋市へ転入してきた場合は対象となります。
※令和7年3月1日から令和8年2月27日の間に結婚した夫婦に限ります。

5 再婚しても対象となりますか？

- (5) 対象となります。※ただし、夫婦の双方または一方が、過去に本補助金（他の地方自治体における同様の補助金も含みます）の交付を受けていないことが条件です。

6 离婚した場合、補助金を返還しなければならないですか？

- (6) 返還する必要はありません。

7 親族が同居する場合でも、補助の対象になりますか？

- (7) 対象となります。
※ただし、契約名義が夫婦のいずれかで、かつ夫婦のいずれかが費用を支払っていることが条件となります。

8 夫婦が外国方式の婚姻をしている場合は、対象になりますか？

(8) 対象なりません。

※ただし、日本国の戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。

9 事業の実施期間は、いつからいつまでですか？

(9) 令和7年4月1日から令和8年2月27日までです。（期限までに申請手続きを全て完了している必要があります）

※予算が無くなり次第、終了です。

10 申請書類は、どこで入手できますか？

(10) 芦屋市のホームページから、ダウンロード可能です。芦屋市役所東館2階建築住宅課でも配布しています。

11 夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか？

(11) 対象となりますので、婚姻届受理証明書を取得してください。

12 この補助金には、所得税がかかりますか？

(12) 一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、税務署に確定申告をする必要があります。

13 申請は先着順で、予算額に達した時点で申請受付を終了すると聞きましたが、事前に相談すれば、確実に補助金を受け取ることができますか？

(13) 建築住宅課にて事前相談を承っておりますが、相談者の方の予算枠を確保するものではありません。

14 住宅のリフォームは対象になりますか。

(14) なりません。

15 結婚届受理証明書は、どこでもらえますか？

(15) 婚姻届を提出した市区町村に請求してください。

16 所得証明書・納税証明書は、どこでもらえますか？

(16) 令和7年1月1日時点での住民票のあった市区町村に請求してください。

17 市外で結婚して芦屋市に転入してきた場合、対象になりますか。

(17) 婚姻を機に、芦屋市へ転入してきた場合は対象となります。申請時において、夫婦ともに芦屋市に住民登録されている必要があります。また、夫婦の双方の住民票に記載されている住所が、申請に係る住宅（結婚を機に新たに生活を送るための住宅）の住所である必要があります。

18 過去に別の自治体で同種の補助を受けたことがありますか、対象になりますか。

(18) 対象なりません。

19 夫婦の一方は芦屋市に住民登録されているが、もう一方が他の自治体に登録されている場合は対象になりますか？

(19) 対象なりません。申請時において、夫婦ともに芦屋市に住民登録されている必要があります。

また、夫婦の双方の住民票に記載されている住所が、申請に係る住宅（結婚を機に新たに生活を送るための住宅）の住所である必要があります。